

私たちの生活を支えるために重要な税金。今回は、市民の皆さんから寄せられた質問を紹介しながら、お答えします。

税金と私たちの生活

税金は、市税・県税・国税(右の表参照)に分かれ、私たちの生活に関わる多くのことに使われています。学校に通ったり、家庭ごみを処理したり、公園や道路が整備されたりと、暮らしやすいまちを維持するためには、税金が欠かせません。

また、新型コロナウイルス感染症の対応などにも税金が使われ、私たちの生活の支えにもなっています。

本市では、進行する少子高齢化社会や人口減少などの問題に対応し、持続的に発展していけるよう、税金を使い、さまざまな取り組みを行っています。

税金は、現在の私たちの生活を支えると同時に、明るい未来をつくるための重要な財源です。正しい知識を持って納税してください。

主な税金の種類 ID 1003700

市税	市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など
県税	県民税、事業税、不動産取得税、自動車税など
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税など



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申告書は郵送での提出にご協力ください

市民税・県民税、所得税の申告期限は3月15日(火)まで

ID 1017931

市民税・県民税=市民税課 ☎(632) 2221、所得税=宇都宮税務署 ☎(621) 2151

■市民税・県民税の申告 今年度の市民税・県民税(地方税)の計算に必要な申告です。

所得がなかった人も、税証明書の発行の他、国民健康保険料、介護保険料、市営・県営住宅の家賃、保育料などの算定に影響しますので、所得がなかった旨の市民税・県民税の申告をしてください。

なお、所得税の確定申告や、市民税・県民税の申告、年末調整で扶養親族の対象となっている人、また、所得税の確定申告をする人は、市民税・県民税の申告の必要はありません。詳しくは、市庁をご覧ください。

▼年金収入がある人の申告

	市民税・県民税の申告	所得税の確定申告
申告が不要	▼収入が公的年金などのみの場合 ①	▼公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合 ②
申告が必要	▼①に該当する人が、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受けようとする場合 ▼②に該当する人が、公的年金以外の所得を申告する場合	▼②に該当する人が、所得税の還付を受けようとする場合 ▼所得税の源泉徴収の対象とならない外国の法令に基づく公的年金などを受給している場合

■市民税・県民税の申告会場

会場	期間	受付時間
市民税課(市役所2階)	3月15日(火)まで ただし、土・日曜日を除く	午前8時30分～ 午後5時15分
姿川地区市民センター(西川田町)	3月1日(火)・2日(水)	午前9時～ 午後3時
篠井地区市民センター(下小池町)	3月4日(金)	
雀宮地区市民センター(新富町)	3月8日(火)・9日(水)	

※申告会場の混雑状況をツイッターで発信しています。

▼市民税課アカウント @miya_siminzei

■所得税の確定申告会場

会場	期間	受付時間
コンサーレ(駒生1丁目)	3月15日(火)まで ただし、土・日曜日を除く	午前9時～ 午後4時

会場への入場には入場整理券が必要です。

※期間中は税務署での相談は行いません。

※混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。また、会場では納付できません。

▼自宅のパソコンやスマートフォンなどで申請書を作成できます▼

市ホームページからの市民税・県民税申告書の作成方法

ID 1025932

「市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます(外部リンク)」のバナーをクリックし、「申告書作成システム」にアクセスする。申告書を印刷し、必要書類を添えて、郵送で、〒320-8540市役所市民税課へ。



▲市庁

新型コロナウイルス感染症の影響により

申告期限までの申告が困難な場合 ID 1023059

市民税・県民税の申告期限(3月15日)までに、新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者になるなど申告が困難な場合、4月15日までの間に手続きを行うことにより、申告期限の延長ができます。詳しくは、市庁をご覧ください。

市民の皆さんの 質問にお答えします

その他の質問は
こちらから



▲市HP

便利な手続き

Q 市民税・県民税の申告は、本庁などの
申告会場以外で行うことはできますか？

ID 1017931

A 郵送で市民税・県民税の申告ができます。

感染症の拡大防止、窓口の混雑緩和のためにも、できるだけ郵送での提出をお願いします。

なお、自宅のパソコンやスマートフォンなどで、申告書を作成できます。詳しくは、18ページ下の記事をご覧ください。

☎市民税課 ☎(632)2221

Q 忙しくて昼間に税金を納めに行くことが
できません。どうしたらよいですか？

ID 1003657

A キャッシュレス納付が便利です。

税金を納める方法は、金融機関やコンビニエンスストアの窓口以外にも、クレジットカードやスマートフォンによる納付があり、外出することなく、いつでもどこでも納付が可能です(6ページ参照)。

また、口座振替は一度手続きをすると、指定の金融機関の口座から継続して自動で振替になるので、納め忘れの心配がありません。

☎納税課 ☎(632)2189

Q 子どもの奨学金の申請に課税証明書が
必要ですが、日中、窓口に行けません。
どうすればよいですか？

ID 1013180

A マイナンバーカードをお持ちであれば、
コンビニエンスストアなどのキオスク
端末で取得できます(現年度のみ)。

▼日時 毎日、午前6時30分～午後11時。ただしメンテナンス時を除く。

▼費用 1通200円。

▼持ち物 利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカード(個人番号カード)。マイナンバーカードの申請方法について、詳しくは、市民課 ☎(632)5266へ。

▼その他 収入の申告がない人などは交付できません。

☎税制課 ☎(632)2187

初めての納税

Q 初めて納税通知書が送られてきました。
どうして送られてきたの？

ID 1001619

A 市税を納める対象になったからです。

前年に収入があった人や軽自動車を所有する人など、市税を納める対象になると市税が課税されます。

送られてきた納税通知書を確認して納めてください。

税金について詳しく知りたい人は
「市税のしおり」をチェック！

「市税のしおり」は市HPでも見るすることができます。

また、外国語8言語(※)に翻訳した「多言語版 市税のしおり」もありますので、ご利用ください。

※英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・ネパール語。

☎税制課 ☎(632)2204

ID 1027260



▲市HP
通常版ページ

ID 1021110



▲市HP
多言語版ページ



新生活に向けて

Q この春に学校を卒業する先輩から、原付バイクを
譲り受けました。どんな手続きが必要ですか？

ID 1003647

A 市役所への申請が必要です。

税制課や各地区市民センター・出張所に所有者変更の申請をしてください。手続きをしないと、前の所有者に軽自動車税が課税され続けてしまうので、必ず手続きを行ってください。

なお、申請にはナンバープレートや譲渡証明書などが必要になりますので、お問い合わせください。

☎税制課 ☎(632)2205

教えて 固定資産税

Q 今年3月に家屋を取り壊しましたが、令和4年度の
固定資産税が課税されています。なぜでしょうか？

ID 1003638

A 1月1日現在に所有する家屋に課税されるためです。

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の家屋所有者にその年の4月1日から始まる年度分として課税されます。このため、今年3月に家屋を取り壊した場合でも、令和4年度の固定資産税が課税されることになります。

なお、家屋を取り壊したときは、法務局で滅失登記の手続きが必要となります。未登記の場合は資産税課にご連絡ください。

☎資産税課 ☎(632)2250・2257